

産業技術センター自家用電気工作物保安管理業務特記仕様書

1 適用

この特記仕様書は、秋田県産業技術センターにおける自家用電気工作物保安管理業務（以下「業務」という。）について定める。

本仕様書に記載されていない事項については「建築保全業務委託共通仕様書」（別添）による。

2 業務履行場所

秋田県産業技術センター

秋田市新屋町字砂奴寄4-11（本館）

秋田市新屋町字砂奴寄4-21（高度技術研究館）

3 業務履行期間

自 令和8年4月1日

至 令和9年3月31日

4 電気工作物の概要

○本館

電気工作物の種類 需要設備

受電設備容量 1,250kVA

需要設備の最大電力 605kW

○高度技術研究館

電気工作物の種類 需要設備

受電設備容量 1,550kVA

需要設備の最大電力 725kW

5 業務内容

(1) 月次点検（無停電点検）

毎月1回、電気を使用したまま電気設備の点検・測定及び試験を実施し、その結果を記録して報告すること。

(2) 年次点検（停電点検）

毎年1回、電気を停止して、電気設備の精密点検及び試験を実施し、その結果を記録して報告すること。

(3) 緊急応動（臨時点検）

停電事故等があった場合は、迅速に出動し、原因調査を行い、応急措置、再発防止策について指導及び助言を行うこと。

(4) しゅん工検査

電気工作物の新設又は変更する際の設計の審査を行い、また官庁検査の立会いをすること。